

長井市告示第245号

長井市中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱を次のように定める。

平成30年10月1日

長井市長 内谷重治

長井市中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における中高層建築物等の建築に伴って生じる電波障害防止について必要な事項を定め、近隣関係住民と建築主等との生活環境に関する紛争を未然に防止することにより、地域住民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物で、地盤面からの高さが10メートルを超えるもの並びに法第88条第1項及び第2項に規定する工作物で、地盤面からの高さが10メートルを超えるものをいう。
- (2) 電波障害 放送電波の受信障害をいう。
- (3) 近隣関係住民 中高層建築物等の建築に伴って電波障害を受けるおそれのある建築物所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 建築主等 中高層建築物等の建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。

(当事者の責務)

第3条 建築主等は、中高層建築物等の建築を計画するに当たっては、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

2 建築主等及び近隣関係住民は、紛争が生じたときは、相互に理解を深め、自主的に解決するよう努めなければならない。

(標識の設置)

第4条 建築主等は、中高層建築物等の建築をしようとするときは、近隣関係住民に建築に係る計画の周知を図るため、その概要を示す標識（別記様式第1号）を当該建築物の敷地の見やすい場所に設置しなければならない。

2 前項の規定による標識の設置期間は、法第6条第1項の規定による建築確認申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする日の少なくとも15日前の日から法第7条第1項の規定による工事の完了の届出又は法第18条第14項の規定による工事の完了の通知をする日までの間とする。

(説明会の開催等)

第5条 建築主等は、近隣関係住民から中高層建築物等の建築に係る計画について説明を求められたときは、説明会を開催しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、建築主等に対し、前項の説明等の内容について報告を求めることができる。

(電波障害の対策等)

第6条 建築主等は、電波障害の発生が予測されるときは、あらかじめ電波障害の予測調査をしなければならない。

2 建築主等は、前項の調査により電波障害が生じることとなるときは、近隣関係住民と事前に協議し、電波障害を防止するための措置を講じなければならない。

3 建築主等は、電波障害が生じたときは、電波障害を除去するための措置を講じなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、建築主等に対し、前項の内容について報告を求めることができる。

(図書の提出等)

第7条 建築主は、法第6条第1項の規定による中高層建築物等の建築確認申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知の手続きをしようとする場合は、次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

(1) 標識設置届出書(別記様式第2号)

(2) 電波障害防止に関する誓約書(別記様式第3号)

(3) 電波障害に関する調査報告書(別記様式第4号)

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

(紛争の調整)

第8条 市長は、建築主等又は近隣関係住民から中高層建築物等の建築によって生じる紛争の調整の申し出を受けた場合において、必要と認めるときは、当該紛争の調整を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。